

第15回「第7次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：令和元年5月31日（金）

午前10時から正午まで

於：法務省20階第一会議室

〔出席委員〕

田中座長、安富座長代理、明石委員、市川委員、岡部委員、ロバーツ委員、高橋委員、湊元委員、野口委員、村上委員

〔入国管理局側出席者〕

佐々木長官、高嶋次長、佐藤審議官（総合調整担当）、道井審議官（国際担当）、石岡出入国管理部長、丸山在留管理支援部長、福原政策課長、木村出入国管理課長、岡本審判課長、宮尾警備課長、根岸在留管理課長、平嶋在留支援課長、磯部情報分析官、片山参事官、今井国際室長

1 開 会

○田中座長 それでは、時間になりましたので、これより第7次出入国管理政策懇談会第15回会合を開催いたします。

本日も御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会合ですけれども、まず、出入国在留管理庁から最初の課題として、「出入国在留管理基本計画の策定について」について説明をいただいた後、今後の政策懇の進め方の案についても説明いただいて、皆様方から御意見をいただきたいと思っております。

その後、二つ目の議題として、「特定技能制度の施行状況について」、同庁から説明をいただいた後、皆様方からの御意見をいただくことにしております。

そして、最後の議題として、「外国人の受入れ環境の整備に係る取組について」、これもまた説明いただいた後、委員から御意見をいただきたいと思っております。

本日の会合の資料についてですけれども、皆様のお手元にあります資料を御覧いただければと思います。

配付資料のうち、右上に「取扱注意」と記載されている資料については、非公表とし、法務省のホームページには掲載しないことにしたいと思います。また、この「取扱注意」と書かれている資料に関する議事録については、この部分を非公表としたいと思いますので、御了解いただけますでしょうか。よろしいですか。

なお、当該資料は、お持ち帰りいただいて差し支えありませんが、取り扱いには十分御注意いただきたくお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、このような方法で取り扱いたいと思っております。

では、本日議題に入る前に、前回の懇談会以降、本政策懇談会委員及び出入国在留管理庁の幹部職員について、異動がございましたので、事務局から紹介していただきます。

○事務局 事務局でございます。

それでは、前回2月27日の政策懇談会后、政策懇談会委員につきまして、御異動がございましたので、御紹介させていただきます。

青山委員の後任になります日本商工会議所産業政策第二部長の湊元良明委員でございます。

○湊元委員 よろしくお願ひいたします。

○事務局 続きまして、出入国在留管理庁において、新たに着任した幹部職員を紹介いたします。

前入国管理局長の佐々木出入国在留管理庁長官でございます。

○佐々木長官 おはようございます。一言御挨拶申し上げます。

前回、2月にお目にかかせていただきましてから、いろいろなことがございました。4月1日、田中座長、そして先生方の御支援を得まして、旧入国管理局が出入国在留管理庁にバージョンアップをいたしました。これから、きっちりと魂を入れていく作業に努めてまいりたいと思います。

それから、特定技能の在留資格の制度が施行されました。

また、皆様方に、非常に短時間の間に御協力、御示唆をいただきました出入国在留管理基本計画も策定したところでございます。これから、また今後の進め方につきましては、本日も御相談をさせていただきますけれども、引き続きお力をいただけますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 続いて、高嶋次長でございます。

○高嶋次長 御紹介いただきました出入国在留管理庁の次長の高嶋でございます。4月1日付でこちらに参りました。どうかよろしくお願ひいたします。

○事務局 続きまして、佐藤総合調整担当審議官でございます。

○佐藤審議官 同じく、4月1日付で審議官となりました佐藤でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○事務局 続いて、道井国際担当審議官でございます。

○道井審議官 同じく、4月より入管庁審議官で参りました道井でございます。

前職はボストン総領事をしておりまして、海外でもこのような問題に対応する日本の動きについては、大変注目が高いところでございます。今回はこのような問題について、いろいろ御指導を仰ぐ立場になりました。よろしくお願ひいたします。

○事務局 続いて、前入国管理局担当官房審議官の石岡出入国管理部長でございます。

○石岡出入国管理部長 石岡です。引き続き、よろしくお願ひいたします。

○事務局 続いて、前入国在留課長の丸山在留管理支援部長でございます。

○丸山在留管理支援部長 丸山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 続きまして、前企画室長兼出入国管理情報官の福原政策課長でございます。

○福原政策課長 福原でございます。引き続き、よろしくお願ひいたします。

○事務局 続いて、木村出入国管理課長でございます。

○木村出入国管理課長 4月1日着任いたしました木村でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 続きまして、前参事官の根岸在留管理課長でございますが、本日所用により欠席させていただいております。

続きまして、平嶋在留支援課長でございます。

- 平嶋在留支援課長 平嶋です。3月までは、厚生労働省で技能実習担当の参事官をしておりました。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 続いて、前難民認定室長の磯部情報分析官でございます。
- 磯部情報分析官 おはようございます。磯部でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。
- 事務局 最後に、前国際室長兼危機管理室長の片山参事官でございます。
- 片山参事官 片山です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 以上でございます。
- 田中座長 ありがとうございました。

2 出入国在留管理基本計画の策定について

- 田中座長 それでは、一つ目の議題の「出入国在留管理基本計画の策定について」に移りたいと思います。

お手元の資料1「出入国在留管理基本計画の策定について」に基づいて、福原政策課長から説明をいただきます。

- 福原政策課長 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

先ほど、佐々木長官からもございましたとおり、今回の基本計画の策定につきましては、極めて短時間で御検討や意見提出を依頼させていただいたにもかかわらず、皆様から御協力をいただき、誠にありがとうございました。

委員の皆様の御協力を賜りまして、出入国在留管理庁発足後1か月という短期間の間に、新たな基本計画を策定して、外国人の受入環境整備に関する総合調整機能などの新しい任務についても、統一的な方針のもとで行政遂行できる体制を整えることができました。

基本計画の策定につきましては、昨年12月26日の政策懇談会で御提案をさせていただき、その後、前回2月27日の政策懇談会で骨子案を提示させていただきました。この骨子案について御議論いただくとともに、別途意見の提出もいただいたところでございます。

最終的には、4月1日から行いましたパブリックコメント用の成案について御意見をいただくという形になりましたが、成案の提示から意見提出期限まで、極めて短時間であったということもございますけれども、各委員の先生方からは御協力をいただきまして、重ねて感謝を申し上げたいと思います。

今回の資料1の中に、政策懇談会委員からいただいた御意見の要約という資料で、3回の意見聴取において、委員の皆様からいただいた御意見を取りまとめさせていただいております。

また、お配りした基本計画でございますけれども、こちらには、御意見を反映させていただいた部分にハイライトを施しております。

今回の基本計画の策定でございますけれども、政策的に新たな方向性を打ち出すというのではなく、基本的には既存の法令あるいは政府方針に則った時点修正という性質のものであったため、委員の皆様からいただいた御意見を全て反映させることは困難で

ございましたけれども、多様な観点から示唆に富む御意見をいただきました。

また、この資料1の中のA3の資料がございますけれども、こちらは、委員の皆様からいただいた意見のうち、基本計画に反映させていただいた意見のほか、中長期的な課題として検討していく必要があると思われる主な意見につきまして、事務局においてピックアップさせていただいたものでございます。

こちらを見ていただきますと、外国人の円滑な受け入れというところで、例えば、労働市場テストを導入することも考慮すべきであるということがございますとか、受入れの枠組みにつきまして、検証する方法も検討すべきという意見をいただいております。

また、特定技能制度の適切・円滑な運用という項目につきましては、大都市集中に関する検討についても御意見をいただいたところでございますけれども、例えば、賃金水準等、雇用全体への影響も踏まえた状況を把握すべきであるという御意見でありますとか、一番下になりますけれども、特定技能の対象分野の拡大、それから、特定技能1号の家族帯同の容認の検討を行うべきという意見をいただいております。

また、留学生の適正な受入れの推進のところにつきましては、例えば、留学生個人の審査から機関に重点を置いた審査に移行すべきでありますとか、留学生に対する資格外活動許可の見直しについても検討すべきという意見をいただいているところでございます。

また、技能実習制度の適正化に向けた取組ということにつきましては、一番下になりますけれども、特定技能制度の導入に伴い、技能実習制度の在り方を検討すべきというような御意見をいただいているところでございます。

また、外国人の受入れ・共生のための取組につきましては、総合的対応策というものが取りまとめられているところでございますけれども、地方自治体への支援について、財源措置等国の責任を明確にすべきという意見をいただいているところでございます。

右に移りまして、観光立国実現に向けた取組でございますけれども、ここでは、最新の技術革新の成果を取り入れるべきという意見をいただいているところでございます。

また、安全・安心な社会の実現に向けた取組というところにつきましては、特に送還忌避を結果的に助長されるような国に対しての厳しい対応をとるべきという意見でございますとか、入国者収容所等視察委員会の権限を強化すべきという御意見をいただいております。

また、難民の適正かつ迅速な保護の推進というところにつきましては、難民認定制度に関する専門部会からの提言内容を踏まえて、更に検討を進めるべきという御意見をいただいているところでございます。

また、その他のところでございますけれども、今回、永住者に係る課題について、基本計画の中でも触れさせていただいておりますが、これにつきましては、永住者に係る課題を整理した上で、それを踏まえた永住許可の在り方の検討を進めるべきという御意見をいただいているところでございます。

今回の基本計画自体に反映できなかったものにつきましても、中長期的な検討課題としていくべきと考えられますので、今後の政策懇談会での議題設定を工夫するなど、議論にも反映させる努力を行っていきたいと考えております。

続きまして、今後の政策懇談会の進め方などについて御説明をさせていただき、先生

方の御意見を賜りたいと考えております。

資料1の最後に、1枚紙でございますけれども、第7次出入国管理政策懇談会の運営についてというスケジュール（案）を添付させていただいておりますので、そちらを御覧ください。

今回の基本計画につきましては、出入国在留管理庁発足後、新体制における新たな任務についての基本方針を速やかに策定するという必要がありましたので、政策懇談会からの報告をいただくことなく、主に時点修正を目的として取りまとめたというものでございまして、今回の基本計画自体に2年という期限を明記させていただいております。

次回の基本計画の改定につきましては、政策懇談会からの御報告をいただき、政策的に新たな方向性を打ち出すことができるようなものにしたいと考えているところでございます。

そこで、次回の基本計画策定を令和3年4月として、各方面への説明あるいは調整に要する時間を考えて、来年10月には報告をいただくようなスケジュールとする必要があるのではないかと考えているところでございます。

また、報告書成案に関する検討を3回行っていただくということを前提といたしますと、個別テーマに関する政策懇談会につきましては、今後5回程度になろうかと考えられるところでございます。

報告書の内容については、席上にお配りしております資料1の出入国在留管理基本計画の目次を御覧ください。基本計画の表紙をおめくりいただきまして、こちらの目次にございますⅢというところを御覧いただきたいと思っております。

この目次Ⅲの1から8までの項目が、報告書をいただく内容として、参考になると考えます。

まず、1でございますけれども、これは、高度人材を含む専門的・技術的分野の受入れを想定しているものでございます。

2につきましては、それ以外の分野を含む幅広い外国人材の受入れについてでございます。

3は技能実習制度関係、それから、4は共生社会関係、5は観光立国関係、6は、これは不法滞在対策等の関係でございます。そして、7は難民関係ということで、これらの幅広い分野について、報告書で御提言をいただければと考えているところでございます。

つきましては、各分野の問題につきまして、最新の情報に基づいて御議論いただくためにも、1回の会合で複数の議題を設定させていただきたいと考えているところでございます。

また、今回の基本計画で、今後の検討課題とさせていただいている点が2点ございます。

一つは、永住者の問題でございまして、お手元の基本計画の最後のページでございますけれども、82ページになります。

こちらに、永住許可の在り方の検討というところがございます。これについては、今回、国会での参議院法務委員会の審議において、附帯決議がなされているということも踏まえまして、その在り方を検討していくとさせていただいているところでございます。

また、もう一つの問題は、難民の問題でございまして、こちらはページにいたしまして、基本計画の79ページになります。こちらの真ん中の辺りに、これらの施策の効果を踏まえた上でというところがございしますが、これは、前回の基本計画からも積み残しの検討課題となっているものでございますけれども、退去強制手続中に難民認定制度を行えば送還が停止されるという制度の見直しでございまして。

このような問題については、特に御検討をお願いしたいと考えているところでございます。

また、検討方法につきましては、別途専門部会を設けるというようなことも選択肢に入れて、今後検討していきたいと考えております。

今回の政策懇談会におきまして、今後の進め方あるいは議題設定につきまして、各委員の先生方から御意見を賜ることができればと考えております。

法務省からの説明は以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

基本計画の策定についての委員から提出された意見について御説明いただいた後に、今後の進め方について、概要をおっしゃっていただいたわけでありましてけれども、両方、いずれの点でも結構ですので、委員から質問ないし御意見があれば、いただきたいと思っております。

どなたからでも結構ですけれども、いかがでしょうか。

では、市川委員からどうぞ。

○市川委員 今後の検討課題ですけれども、今お話ありましたように、難民の認定手続、それから、認定後の定住支援ですとか、そういったテーマについては、前回の基本計画で挙げられた課題の履行状況と今後の課題とについて、まだ未消化だなという感じがいたしますので、一定の専門的な部会をつくるなりして、集中的な討議をしていただくということが必要であると考えます。

それから、基本計画を拝見して、出入国在留管理庁ができた経過を考えますと、今回、在留支援ということで、日本に在留している方の支援をどうしていくかということが一つの柱として、出入国在留管理庁の役割になってきていると思いますが、この点、今までの出入国管理基本計画では、余り重点を置いたテーマになっていなかったと思っております、それを考えると、この点についても、少し重点的に議論をして、内容を膨らませるといいですか、そういうことが必要ではないかと思っております。

もちろん、これは、今実施している最中なので、走りながら考えるみたいなどころがあるのですけれども、今の進行状況とか、実際に先進的にやられている例なんかを出しながら、検討できたらいいのではないかと思っております。

あと、もう1点、弁護士の視点から申し上げますと、出入国在留手続について、例えば申請手続について、不服申立てをどうするかとか、審査期間をどれぐらいに設定するかとか、それから収容に関する審査をどうするか、収容期間をどう設定するかとか、そういった検討ということも、人権保障という観点からは非常に重要なことなので、どこかの機会に御議論いただけるとありがたいと思っております。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

それでは、村上委員。

○村上委員 ありがとうございます。

短期間の中での基本計画の取りまとめ、お疲れさまでした。

私からも、今後の議論のテーマについて、何点か申し上げたいと思います。

まず一つは、私どもは労働組合ですので、日本で働く外国人の方、あるいは日本人の方の労働条件の問題に大変関心を持っております。

その点から、身分系の在留資格を除いて、全ての外国人労働者に対して、法令で規定されている同等報酬規定の運用の状況や、確認方法、実効性が確保されているのかといったことを検証し、どうすればいいのかということについても、議論のテーマに入れていただきたいと思っております。

2点目ですが、技能実習制度においても、特定技能においても、二国間取決めの協定がございますけれども、二国間協定にどの程度の実効性があるのかということについて、どこかで議論していただきたいと思っております。

職業紹介の部分については、厚生労働省において、悪質ブローカー排除の対策も強化をしたところですが、それも含めて、その対策がどのように働き、機能しているのかということを検証していただくことが必要ではないかと思っております。

それから、留学生に関して、問題のある日本語学校については、告示基準の内容を改正しましたが、それ以外の、大学も含めた教育機関の適正性の確保ということについても取り上げることが必要ではないかと思っております。

もう2点あります。1点は、資料1の「委員からの御意見」にもございますし、また、各団体の方々からもよく耳にするのが、特定技能ができたから、技能実習を廃止してはどうかという御意見についてです。ただ、目的がもともと異なるものであり、実態の問題とは別に、制度の本来の趣旨に沿って運用されているような技能実習もあります。技能実習は、外国人労働者を受け入れるための制度ではなかったはずなので、その本来の趣旨に立ち返って、特定技能とあわせて検討するということが必要ではないかと思っております。

あと1点は議論のテーマということではなく、議論の場についてです。この政策懇談会は、労働者の問題だけではなくて、日本にいられている外国人の方々の問題全般の話であると思っておりますが、外国人労働者について、どこかで議論する場があるのかというと、法務省にも厚生労働省にもないというのが現状でございます。ですので、そういった場もどこかに設置していくことが必要ではないかと思っております。それについても政府部内で御検討いただきながら、次期の基本計画にも反映していただくことが必要ではないかと思っております。

以上、意見でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて、その他御意見ございますでしょうか。

野口委員。

○野口委員 御説明をどうもありがとうございました。

この短い期間に、このような形で第1次の基本計画をまとめいただいたことに御礼申

上げます。

私からは、今後の運営についてと書いていただいたことにかかわる点で、2点申し上げさせていただけたらと思います。

まず1点目は、先ほどの御説明でも、これから我々が議論をしなければならない課題はたくさんあるという、スケジュールがかなりタイトになってくるというお話があったかと思うのですが、確かに検討課題はたくさんあるとは思いますが、これまでこの懇談会の中で、随分と議論が蓄積されていたと思いますので、これまでの先生方の議論、この会議での議論を生かしていただきながら、スケジュールに沿うような形でまとめていただけたらと思います。

ただその際の留意点として、ここまでの議論をベースにしながら、方向性まで記述できるという内容もあれば、もしかすると、問題の難しさ故に、スケジュールに合わせることで拙速に議論をするよりは、じっくりと時間をかけて、適正な検討を、ゆっくりでも、時間がかかるかもしれないけれども、進めていったほうが良いという課題も出てくるのではないかと思います。ですので、焦らずに、検討課題が浮かんできたとしても、課題の中には、計画策定後も、まだ引き続き継続して検討していく必要もあるかもしれないというような、そういう基本計画の書き方になるような事項についても残るのではないかなと思いました。答えを急がないで議論をするほうがよいテーマも、多分出てくるのではないかなというのが1点目です。

二つ目の話として、お話をさせていただきたいのですが、先ほど、A3の表でいただいた、先生方からの御意見というものを見ますと、法律学の観点から気づく点として、御意見の中には在留資格に関するテーマがそこそこに転がっていることに気づきます。

例えば、留学、特定技能、技能実習、特定活動にかかわる事柄でありますとか、あと永住者の問題も出ていたかと思いますが、これらはいずれも、法律の別表で出てくる在留資格にかかわる話と捉えることができるのではないかなと思うのです。そういった視点から申しますと、ここにいらっしゃる先生方や事務の皆様には既に御承知のとおり、入管法上の在留資格というのは、別表で大きく、活動に関する資格と、それから身分・地位に関する資格に区分けをして、永住者であれば身分・地位に関する資格で、特定技能等については活動に関する資格というように、大きくくくってきたわけですが、これだけバラエティーのある在留資格が増えてきて、特に最近では、今回の改正で大きく変わった特定技能という、また新たな資格、今までの在留資格と比較をすると、かなり特色のある在留資格が入ってきたという中において、在留資格の大きな建前そのものを見直す時期にも入ってきているのかなという気がしております。

ですので、永住者は永住者の問題というふうに捉えるよりも、先ほど村上先生のお話の中にもあったように、新たな在留資格が入ることによって、既存の在留資格をどういうふう調整し、接合していくのかというのをやはり考えていかないといいないと思います。そうであれば、永住者の資格を考えれば当然、永住者の配偶者という地位に関する在留資格はどうなるのかという議論になってくるはずで、身分、活動に関する資格についても、いろいろなところで影響が及んでくると思うのです。これは非常に大きな議論になりそうな気がしますので、令和3年4月までに、とても答えを見つけれないよ

うな気がするのですけれども、ただ、在留資格のこれまでの整理の中に、何か見直すべき点がないのかというような大きなトピックは、どこかで議論をさせていただく機会をいただけたらと思っております。

ありがとうございました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、ほかに御意見ございますか。

では、高橋委員。

○高橋委員 特定技能制度ができたことによって、これまでの議論に加えて、新たな視点が必要かと考えます。

一つは、受入れについて、私どもは、国内の状況を見ているわけですが、例えば介護などで、いずれ中国も高齢化して人手がたくさん必要になるので、そちらに人をとられる。そういうことを意識して、台湾などはむしろ、今のうちに積極的に介護人材を取り込んでおこうという動きをしているようなことを聞きます。

そうしたことを考えると、国内だけで制度をつくることばかりを考えてはいけなくて、やはり周辺国、送り出し国だけではなくて、受入れ競合国の状況なんかも一緒にモニタリングしていく必要があるのではないかと、国際的な視野で見ていく必要があるのではないかということが1点。

新たな視点のもう一つが、共生ということですが、自治体によって相当、受入れの体制がばらばらになると思いますし、それから、業界ももちろんそうだと思いますので、ある程度、包摂という観点からメルクマールをつくって、受入れの実態をモニタリングしていく必要があるのではないかと考えます。あるいは、不足しているところを補足していくような支援をしていかななくてはいけないのではないかと思います。

いずれにしても、受入れ状況、包摂状況をチェックしていくような仕組み、あるいはモニタリングが必要ではないかということをお願いしたいと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、ございますでしょうか。

では、岡部委員ですね。

○岡部委員 先生方がおっしゃったことに全て、私も同意します。少しだけ付け加えると、先ほど野口先生がおっしゃった在留資格の検討という話もかかわると思いますが、永住許可の問題が国会でも注目されているということで、先生方の意見の要約にも書かれているように、背景や問題点を明確にすべきということも確かにあると思うのですが、もし濫用の実態があるとして、それが質的に、日本の社会にとって、どの程度の悪影響があるのか。適切な表現を探しにくいのですが、例えば、仮に永住資格を持ったまま、海外に長期に暮らすということを、通常の日本人が一定期間海外で暮らすこととどのよう違うものとして取り扱うのか、という問題もあると思います。

ですから、その辺りも踏まえて考えつつ、帰化にどうつなげていくのかが一つ問題になると思います。実態として永住権を持っているけれども、帰化をしようとしていない人たちが多いのか、それともそうではなくて、帰化への申請のハードルが他国に比べて比較的低いわけですから、帰化をする人も多いという傾向における問題なのかということ

も、話し合う機会があればと思います。これについて、恐らく管轄が違うということで、難しいと思いますが、できれば多重国籍の問題も、参考程度でも構わないので、いつか議論ができればと思います。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、ございますか。

それでは、湊元委員。

○湊元委員 今回の出入国在留管理基本計画は、事案が山積みで、時間的にも非常にタイトである中の策定であったと思います。日本・東京商工会議所といたしましても、人手不足に苦慮する中小企業のための施策を盛り込むよう、パブリックコメントで意見を提出させていただきました。

国際情勢はもちろんのこと、日本で働く外国人材や、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しておりますので、次期の基本計画では、一層丁寧な議論、プロセスをしっかりとっていただきたく存じます。

特に特定技能制度は、中小企業の人手不足対策という側面もあるかと思えます。そうした中小企業の実際の現場と、地域社会がどのように変わっていくか。これもやはり、双方の現場の状況をつぶさに見る必要があると思いますので、丁寧な議論プラス、一定のスピード感と現場感を持って、やっていかなければならないものだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、ございますか。

もしなければ、当局から、今の意見を伺った段階で、反応があればお願いします。

○福原政策課長 ありがとうございました。

今回、先生方から、たくさん意見をいただきましたので、なるべく、テーマ設定のところについては工夫をしていきたいと思えますし、先ほど岡部先生からもいただきました、少し出入国管理行政から離れた部分につきましても、できるだけ、情報ないし、どういう議論が行われているのかというところは、整理をさせていただいて、資料提供のような形でできればと考えているところでございます。

今回、先生方からいただいた御意見を踏まえまして、テーマ設定については、御相談をさせていただきたいと思えますし、また、それぞれのテーマの中で、こういう方法、あるいは有識者の先生からのヒアリングというようなことで、御要望あれば、こちらのほうから、できるだけの対応はさせていただきたいと考えているところでございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

座長代理、何かございますか。

○安富座長代理 では、少し違う視点で1点だけ。

政策懇談会で議論する、あるいはできるのかということが一つありますが、大規模収容施設における収容の長期化についてです。

この問題は、難民認定制度にも関係してくる話題ですし、それから、先ほど市川先生もおっしゃいましたが、いわゆる不服申立てという問題が、実は、いろいろな形で整合性がとれていないのではというように思われます。

これは、かなり専門的な課題で、市川先生の御意見をよく聞かないといけないと思う

のですけれども、今後検討していく必要があると思います。このことは、我が国に滞在されている外国人の方の基本的な人権という問題に深くかかわってくると思います。

こういうことも意識して検討できればいいのではないかと、個人的には思っているので一言申し上げさせていただきました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

スケジュール案を提示されて、令和3年4月頃に策定で、そのためには、令和2年10月頃には報告書、この懇談会としての報告書を策定するという事なので、政策懇談会の通常のスケジュールからいうと、先ほど福原政策課長がおっしゃった、今の基本計画の目次Ⅲのうちの1から8まで、まずはカバーしなければならないし、その中には、かなり緊急にやらなければいけない、スピード感を持ってやらなければいけないところもあれば、長期的に、じっくりと検討していく、ないし、これまでの概念を見直すというようなことも含めた検討も出てくるかもしれないわけです。

ですから、少し事務局のほうで、段取りについて、また先生方から個別の意見もあれば、それを聴取していただいて、つくっていただければいいかと思ったり、やはり幾つかの問題については、専門部会をつくっていただいて、そこで専門的観点から議論していただき、令和2年ぐらいの辺りに、本懇談会にその報告を出していただいて、検討するというようなやり方も必要かなと思っているところであります。

その他、この点について、更に付け加える点はございますか。スケジュールや今後の進め方についてですけれども、よろしいですか。

3 特定技能制度の施行状況について

○田中座長 それでは、その次の2番目の議題、「特定技能制度の施行状況について」であります。

これは、資料2に基づいて、また福原政策課長から御報告していただきたいと思っております。

○福原政策課長 それでは、本年4月1日から導入をされました特定技能制度の施行状況について説明をさせていただきます。

資料2の1ページ目の青枠を御覧ください。特定技能につきましては、技能レベルに応じて、1号、2号の在留資格が新設をされておりまして、現在、特定産業分野として、14分野での受入れが行われているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。

ここでは、特定技能制度における受入れ機関、それから登録支援機関について、その基準や義務について整理をしているところでございます。

特定技能制度の特徴の一つが、特定技能1号に対する支援の仕組みでございまして、これは受入れ機関の枠内の2番目「受入れ機関の義務」の②でございまして、登録支援機関に委託するということが可能となっております。

登録支援機関でございますけれども、これは特定技能1号に対する支援を行う機関でございますが、この個人又は団体が登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受けるという必要がございまして、登録が認められれば、法務省のホームページにおいて公表を行っているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページでございますけれども、これは受入れ機関が策定する支援計画の内容等について記載をしているところでございます。

具体的な支援の内容につきましては、次の4ページを御覧いただきたいと思っております。

このページにありますとおり、①の事前ガイダンス、入国前の事前ガイダンスの実施でありますとか、②でございますが、出入国する際の送迎、③の住宅確保・生活に必要な契約支援、④の生活オリエンテーション、⑤の公的手続等への同行、⑥の日本語学習の機会の提供、⑦の相談・苦情への対応、⑧の日本人との交流促進、⑨の転職支援、⑩の定期的な面接・行政機関への通報など、こういった支援を行うということとされているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページは、入管法の改正を受けて、特定技能制度の詳細を規定することを目的として、本年3月15日に交付をされました省令の内容を紹介させていただいております。

左側でございますけれども、特定技能基準省令ということで、受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準について定めておりますし、下でございますけれども、受入れ機関自体が満たすべき基準、それから、また下でございますが、支援計画が満たすべき基準について規定しております。

また、これとは別に、分野の省令について、受入れ分野、それから技能水準を規定している省令を定めております。

右側に移りまして、これは既存の省令の改正になりますが、上陸許可基準を定めた上陸基準省令について、外国人本人に関する基準を定めております。

また、入管法施行規則の中で、登録支援機関の登録に関する規定、あるいは受入れ機関の届出事項、その他の規定を定めているところでございます。

また、既に御案内のとおりでございますけれども、こうした法令のほか、6ページ、7ページで紹介をさせていただいておりますとおり、これは昨年12月25日に閣議決定をされました特定技能制度の運用に関する基本方針、それから分野別運用方針に基づいて、制度が運用されているところでございます。

8ページでございますけれども、これは運用要領について記載をしているところでございます。

これは、関係者の方に制度を正しく理解していただくために、法律や規則などの解釈、それから、用語の解説や制度運用上の留意事項などを取りまとめて、作成したものでございます。また、公表して、広く関係者の方にも周知を図っているものでございます。

さらに、受入れ機関などをサポートするという意味で、立証資料あるいは届出などの入管手続に使用する書式なども掲載をしているところでございます。

この運用要領につきましては、制度全体に関するもののほか、分野別に作成をされておりまして、加えて、一番右側でございますとおり、支援部分に特化して解説した運用要領も作成をしているところでございます。

次の9ページでございますけれども、これは試験に係る方針について説明をしているものでございます。

特定技能外国人の技能レベルあるいは日本語レベルを確認するための試験につきましては、これは各分野の所管省庁が実施することになりますけれども、政府の基本方針に

基づきまして、法務省において統一的な方針を策定し、これに基づいて、各分野の所管省庁が試験実施要領を策定し、試験を実施するというところとされているところでございます。

続きまして、10ページは試験の実施状況でございます。技能実習からの移籍が当面見込めない介護、それから宿泊、外食の分野で先行して、国内または海外で試験が行われているところでございます。

こちらの資料にございませんけれども、4月中に行われた試験では、海外で行われた介護の試験につきまして、技能、それから日本語、両方に合格した方が84名いらっしゃいます。また、国内で行われました宿泊、外食につきましては、これはいずれも技能試験の結果になりますが、宿泊で280名、外食で347名が合格をしているところでございます。

次の11ページでございますけれども、これは、二国間取決めの締結状況について説明したものでございます。

昨年12月に取りまとめられました総合的対応策にも規定をされておりますとおり、特定技能制度につきましては、主な送出し国となることが見込まれている9か国について、悪質な仲介事業者の介在を排除するなどの目的のために、政府間文書の作成を目指すこととされているところでございます。

こちらの2番目の囲みにありますとおり、二国間取決めは、悪質な仲介事業者等を排除するための情報共有でありますとか協議の枠組みを定めることを主な目的としておりまして、一番下の囲みになりますけれども、既に大半の国と署名をしているところでございます。

12ページは、特定技能外国人の大都市圏等への集中を防止するための措置について説明をしたものでございます。

特定技能外国人につきましては、自由な転職が認められておりますので、大都市圏等、特定の地域に集中して、地方の人材不足対策にならないのではという懸念がございまして、昨年の12月に成立しました入管法等改正法の附則規定にも、そうした事態を阻止するため、必要な措置を講じるよう努めるということが規定をされたところでございます。

そこで、法務省におきましては、分野別・地域別の受入れ状況の把握や公表を行うとともに、地方での定着を促進するために、相談窓口の整備など、外国人が暮らしやすい環境づくりに努めていくということにしております。

また、地方で就労することのメリットなどの周知でありますとか、資格審査手続における負担軽減措置などの取組を行っていくこととしております。

さらに、下のほうになりますけれども、各分野においても、まずは各分野に設置されている協議会において状況を把握した上で、業界の事情に応じた措置が講じられることとなっております。

13ページでございますけれども、これは、既に執られている具体的な措置の事例などを記載しております。

一番上の一元的相談窓口の整備支援につきましては、後ほど、詳しく説明がございまして。

また、次の制度に関する説明会の実施でございますけれども、一つの活用例といたしまして、在京大使館を対象とした説明で、地方の暮らしやすさに関する資料を配付しております。情報発信を依頼するという取組を行っているところでございます。

次の受入環境整備担当官についてでございますけれども、現在、11の地方局、それから支局に、合計で13名を配置しているところでございまして、相談窓口への職員派遣など、地方自治体に対する支援を行っております。

受入環境整備担当官の活動につきましては、これも地方に外国人が暮らしやすい環境を整えることに資するものと考えているところでございます。

最後の囲みでございますけれども、これは分野別の協議会の活用例でございます。

ここに取り上げさせていただきましたのは、飲食料品製造分野における取組でございますが、地域での外国人労働者の定着に資する措置として、他地域で雇用されている外国人材を積極的に引き抜いて雇用することを自粛するという申し合わせが行われております。

次の14ページ、それから15ページでございますけれども、これは、分野別の協議会の機能、それから設置状況を説明した資料となっております。

既に協議会は、全分野で設置をされてございまして、活動が始まっているところでございます。

最後の16ページでございますけれども、こちらは、広報活動の取組について説明したものでございます。

既にホームページに特設ページを開設いたしまして、政策文書のほか、Q&Aでございますとかリーフレット、あるいは試験に関する情報でありますとか、登録支援機関の登録簿などを掲載しているところでございます。

また、一番下の囲みになりますけれども、昨年度中に全国47都道府県で地方説明会を実施済みでございまして、4月以降も、各方面からの要請を受けて、職員の派遣などを行っているところでございます。

特定技能制度の理解を高めて、制度を広く活用していただくためにも、今後も積極的に広報活動を行っていくこととしております。

法務省からの説明は以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告に対して、委員からの御質問や御意見をいただきたいと思っております。それでは、明石委員から。

○明石委員 御説明どうもありがとうございました。

少々細かいところに関して、お聞きしたい部分がございます。

二つありまして、一つは支援の部分です。支援計画に基づく支援を行わなければいけない。これ自体は、今回の改正の中の一つの目玉である特定技能1号に必須の手続ということで、私自身、この制度趣旨には賛成しているところであります。

一方で、これまでの外国人が働く現場の状況等々を鑑みますと、少し心配な部分もあります。支援を実施する支援機関、それから、その支援を委託する場合にはその費用を負担する所属機関それから、その支援を受ける特定技能外国人と、三者がおるわけですが、全体として、支援はどれぐらいリーズナブルなものになるのかということで

す。

つまり、満足がいく支援が提供されるのか、一方でそのために、高過ぎるサービスにならないのか、という点です。資料4ページの支援計画の概要②を見ますと、事前から受入れ段階、その後の対応、それからまた転職支援に至るまで、かなりの厚い支援メニューとなっております。これを提供するに当たり、どれぐらいのコストがかかり、あるいは、そのコストを所属機関が本当に負担し得るのかということが危惧されます。

さらに危惧されるのは、その支援のコストが、めぐりめぐって、働く外国人の負担になってしまうのではないかとということです。

もちろんこれについては、禁じられていることだという建前は分かっているのですが、その辺りについて、今後、状況を見きわめていただきたいということでもあります。

支援機関の登録審査については、厳格に進めているようですが、ダンピング競争が始まってしまうと、支援サービスの低下・劣化につながります。それがこの特定技能外国人の受入れにおいて、何かの禍根を残さないかと、少し心配しているものであります。

2点目に関しましては、これは特定地域への集中防止策にかかわるもので、資料としましては、12、13の部分です。

ここで、引き抜き防止ということに対する取組というものがありません。私自身は、こういう取組も必要だろうというふうに思います。

一方で、これが技能実習制度と違うのは、国内移動が認められやすいということです。

この一つのメリットとしましては、就労環境が相対的に劣悪な事業所が、最終的には長期的には淘汰されるような、そういう機能もあるのではないかと見ております。ですので、引き抜きの防止というのは重要でありつつ、ただ、特定技能外国人の移動に対する過度の制約になってしまわないかなど、その辺りのバランスといたしますか、その点も今後、いろんな面から評価、考慮していただければと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

これは、御意見だとは思いますが、当局から何かコメントがあればお願いします。

○福原政策課長 ありがとうございます。

支援機関のコスト、支援に係るコストということだろうと思いますけれども、これにつきましては、今後、制度が本格的に動き出して、その実態把握については努めていきたいと考えているところでございます。

ただ、先ほどの議論の中にもございましたとおり、今、外国人材の確保の競争が国際的になっているという中で、外国人にとって、魅力的な制度をつくっていかねばならないと考えているところでございます。

これは国全体で行うものであり、例えば地方に外国人が暮らしやすい環境を整えていくということももちろんではございますけれども、制度として受け入れる、言ってみれば、一番メリットを享受される受入れ機関に、ある程度の負担をしていただくというのは、これは制度上、そういう考え方にはなるのではないかと考えているところでございます。

ただ、先生御指摘のとおり、これがどんどん質として下がっていくようなことがあれば、当然、制度趣旨に反するものでございますので、その辺りは今後、しっかりとモニターしていかないといけないと考えております。

また、引き抜き防止の点でございますけれども、先生御指摘のような懸念といえますか、留意をしなければならない点というのはあると思います。

こういった、今回の申し合わせができるような一つの背景といたしましては、現在、技能実習生に関しては、全国において、割といろいろなところに在留をされているという状況がございますので、できれば、その方々がその地域の中で、特定技能外国人として活躍されるということがあれば、一つ、この制度の、いわゆる特定のところに集まるというような問題の一つの改善に資する、あるいは、資する要素になるのではないかとということで、今いるところに定着を図っていくというような動きがあるわけでございます。

今回の申し合わせ、これはあくまで自主規制ということでございますけれども、こうした取組が行われること自体が、一つ評価をしていくべきことと考えているところでございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、その他御意見又は御質問ございますか。まず野口委員、それから村上委員。

○野口委員 ありがとうございます。

2点ございます。

今回、特定技能という在留資格が新しく入ったということについて、私は、二つの大きな特徴があったと捉えています。

まず、一つ目は、制度の存在効果についてです。理論的な話ではないので恐縮ですが、制度の存在効果、すなわち、法律の中に新しい制度をつくったということ自体による、様々な面での効果というのは、何かしらあるのではないかと思います。今回の特定技能という在留資格の創設も、特定技能という資格で日本に滞在して、雇用関係に入るという意味で、日本の雇用市場の新しい開き方が見えた、見せたという点で、非常に大きな制度の存在効果を持っているのではないかと思います。

つまり、制度をつくったということについてのプラスの存在効果を、大きく有するといえる制度ではないかなというふうに期待をしているというのが1点目です。

もう1点目は、先ほどの話の中にも申しましたが、特定技能というのを在留資格として見たときに、少し特徴的な部分があるのではないかとといった点をお話させていただきたいと思います。本日の資料の中にもいろいろと出てきているように、例えば、在留資格と技能実習とか、もしかすると留学とかといったような関係性が論じられておりましたけれども、特定技能という資格というのは、単純なこれまでの活動に関する資格というよりは、人の動きとか経験の積み重ねというものに、大きな影響を受ける資格といえるのではないかと考えています。

何が申したいかといいますと、在留される方が国内で様々な経験を積んでいくことによって、在留資格のステータスというか、取り方が変わってくる、そういう流れの中に位置づけなければならない資格なのではないかと思っているということです。つまり、在留資格の制度そのものが、人の動き方による影響を受け、人の動き方にも影響を与えるということになるのではないかと思います。

例えば、申請、申請の数というのは、もちろんその資格が欲しいと出してくるものなので、人の動きを示す指標の一つではあるわけですが、これに限らず、もう少し広めに、いろいろな外国人の方の日本での滞在に関する動き方というものを、幅広くデータを収集されたほうが、多分、この資格がどのように使われて、どのように位置づけられていくのか、というのが見えてくることにつながるのではないかなと思っております。この在留資格に関しては、様々な形でモニタリングをして、随時、どういふふうに制度を動かしていくか、制度をバックアップするために、何が必要なのかというのを考えていかないといけない資格なのだと思うので、申請にまつわるデータだけではなくて、幅広くデータを取って、今後も継続してモニタリングの活動を続けていただけたらと思っております。

ありがとうございました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、村上委員。

○村上委員 ありがとうございます。

何点か申し上げます。

1点目は、野口先生のお話と関連するのですが、今回制度がスタートするということで、様々データを取って、モニタリングしていくべきだということの一環で、日本人との同等報酬規定の実効性確保のためのデータも、しっかりと取っていただけるのではないかなと思っております。

特定技能では、四半期ごとに給与明細の写しなどを届け出る必要がございますので、それらも生かしながら、外国人労働者の方と比較対象の日本人の賃金に関するデータベースも構築できるのではないかなと思いますので、是非積極的に御検討いただきたいと思っております。また、EBPMの関係からも、重要な手法ではないかなと思います。

2点目ですが、資料2でも、15ページなどに、既にほとんどの分野において、分野別の協議会が開催されているところであります。

その中で、少し気になった点がございました。今回資料は用意されておきませんが、宿泊分野特定技能協議会の配布資料を拝見しますと、国内人材の確保策として、どんなことをしましたかというような資料が出ておりました。

この資料の中には、給与水準の引き上げの項目などについて、実施しているところが27.3%、検討中31.6%、そして、未検討というのが41.1%というようなデータがございました。

今回、特定技能の受入れに当たっては、国内人材の確保策を尽くしたということが大前提であったと思いますが、このように、給与水準の引き上げについては何も考えておりませんというような回答が4割というところを、どのように見ていくのか。

つまり、業所管庁での取組ではありますけれども、全体統括する法務省としても、その辺り、しっかり見ていただきたいということが1点でございます。

また、先ほど明石委員から、13ページについて、引き抜き防止の点がございました。

この点、無秩序な外国人労働者の引き抜きが行われると、秩序を乱すというような問題意識は理解するのですが、独禁法との関係について、確認しておく必要があるのではないかなということ意見を申し上げておきたいと思っております。

最後になりますが、9ページには、特定技能に関する試験の流れなどが出ておりますけれども、各業所管庁は、法務省に対して試験問題の案を提出することになっております。試験問題が相当程度の知識若しくは経験を有する技能を測る内容となっているのかどうかということについて、試験の実施体制については確認されるということですがけれども、試験の内容について確認する仕組みになっているのか、なっていないのか、何らか適正性を確認する必要があるのではないかと考えておりますので、その点については御質問したいと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

少し質問にわたることがありますので、御回答ができれば、していただければと思います。

○福原政策課長 ありがとうございます。

村上先生からいただきました、データの収集の件でございますけれども、今回、申請のときだけではなく、届出の時点においても、これは3か月に1回やっていただくわけでございますけれども、様々な資料の提出を求めているところでございます。

これは、外国人だけではなくて、同じ職場に働く日本人の労働者の方に関する情報についても含まれているというようなことがございまして、今後、この情報をどのように、しっかりと整理し活用していくかというのが、一つ大きな課題でございますので、今先生からいただいた御意見も受け止めまして、今後しっかりと検討していきたいと考えております。

また、データベースの整備ということになりますと、これは当然、予算なども必要な措置になってくるわけでございますので、その点も含めて、今後検討していきたいと考えます。

また、先生から、それぞれの分野別において、業所管庁で、特に国内人材の確保策を尽くしたかということについて、法務省においても、しっかりと確認をすべきではないかという御意見をいただいたところでございますけれども、当然、特定分野になるために、その点はクリアをされているところでございますが、今後、この点についても、法務省としては、制度所管庁として、しっかりと確認、あるいは情報把握をしていく取組を行っていききたいと思っております。

また、引き抜き防止の御懸念につきましては、こちらで受け止めさせていただきたいと思っております。

最後に、試験のレベルについて御指摘をいただきましたけれども、資料の9ページの中にもございますとおり、例えば④のところでございますが、有識者に相談し、あるいは助言等を受けたことを証明するというふうでございますけれども、やはりこうした有識者の方の意見も受けて、その試験の水準がしっかりと確保されているというあたりは、法務省においても確認をしているところでございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、その他ございますか。

湊元委員。

○湊元委員 特定技能制度につきましては、中小企業のニーズあるいは期待も非常に高い

中でスタートしているところ、企業も手探りで、いろいろな準備とか手続を進めているのではないかというふうに思っております。我々ところには、どこに相談すればいいのかとか、あるいはマッチングについてはどうやってやればいいのかという不安の声が、企業から非常に多くきております。ついては、企業の現状、そうしたこともよく見ていただきながら、この制度が実効性あるものとなるように、隘路がどこにあるのかというものをスピーディーに改善していただければというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、ございます。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 新制度について、3点、データといいますか、可視化をお願いしたいと思えます。

一つ目が、分野別については、所管省庁もあって、これからいろいろデータが出てくると思うのですが、一方で、地域別のデータといいますか、状況というのが、なかなか横比較できるような形で見るのが難しいので、その辺を可視化する工夫をしていただきたいということです。

二つ目が、技能実習制度とつながっていきますので、技能実習制度で出ていた問題点が、そのまま今度は、また新制度につながってしまうのか、それともクリアできるのか、その辺も重要だと思えますので、技能実習とつながるようなデータもお願いしたいと思えます。

それから、三つ目が、分野ごとに必要な日本語レベルは違うと思うのですけれども、一方で、生活者としても受け入れるわけですので、入ってくる人たちの日本語のレベル等々についても、何か可視化していただきたいと思えます。

以上3点、お願いでございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、岡部委員。

○岡部委員 今の高橋先生の御発言と、野口先生のデータの話に連なるのですけれども、私も地域別のデータが必要で、モニタリングも必要だと思えます。

移動する方々のデータとして必要というだけではなくて、受け入れる側の地方自治体の取組の方向性というか、取組を評価するという意味でも必要だと思っております。なぜ必要かという、大都市へ外国人が流れるということは、それはそれで問題なのですけれども、仮に、この引き抜き防止策が成功して、一定数の外国人の方が地方にとどまった場合であっても、場所によっては、非常に過疎化が進んでいわゆるシャッター商店街のようなものが目立つようなところに、外国人の方の人口が相対的に増えるということも問題になるかと思えます。外国の例では、郊外の地域において治安が悪くなりがちであったりとか、あるいは外国人の存在が浮きがちであったりとか、過疎地はいろいろな社会の悪い側面が出てきやすいという側面も持ち合わせています。

ですので、ことによると、都市部よりも、もしかすると、小規模で予算もなかなか確保できないような地方のほうが、より手厚い、地域全体の振興策を必要とする可能性があると思えます。「割れ窓理論」になぞらえてもそうです。

そういったことを考えると、国が地方に自立性を持たせるというよりはむしろ、反対に国から地方へのより手厚い支援が必要となることもあると思いますので、そういった観点も踏まえたデータの収集を是非お願いいたします。

以上です。

○田中座長 その他、いかがでしょうか。

市川委員。

○市川委員 私は1点だけ、技能実習で問題になった、送出し機関の問題、送出し国があると思うのですが、今回の特定技能は、必ずしも送出し機関からの送出しを必須としているわけではなくて、個人からの就業というか、手を挙げて来るといことも想定しているとは思いますが、現状とか、制度が動き出したときに、今までいろいろな問題が指摘されてきた、送出し国の送出し側のいろいろな機関の問題が今どうなっているのか、送出し国側から見て、今の特定技能というのは、どのように見られているのかというあたりについて、是非送出し国側のモニタリングをやっていただければと思っております。人権問題に限らず、聞くところでは、海外では、ヨーロッパでも、アジアの人材市場のようなものに着目して、人をどんどん呼び寄せようと思っているようで、日本がそれに負けないでといいますか、きちんとふさわしい方を、どういうレベルの方について、呼び寄せることが今できているのかというあたりを、しっかりとフォローしていくということも是非お願いしたいと思っております。

○田中座長 どうもありがとうございます。

その他、何かほかにございますか。

私から、今のデータの問題になりますが、この間、政府のSDG s推進円卓会議というのがございまして、そこでも私が申し上げたことなのですけれども、この新しい特定技能に基づくことというのは、SDG sでいうと、8. 8というものです。そこで、マイグラント・ワーカーズを含めた労働環境その他について、しっかりとしなさいというのが、SDG sの目標8の中の8. 8に定められているのですが、これを日本も、国際社会の中で、しっかりとやっていますよというのを示すためには、先ほど来議論になっているようなデータをしっかりと集めていただいて、外国人の労働者の賃金水準が日本人と比べて、ここに規定されているようになっていくことをデータで示していく必要があると思います。ですので、そういう面からいっても、データ収集とその公開が必要で、SDG sは割と、国レベルでというよりは、普遍的といっているもので、ローカルコミュニティも含めて、しっかりと確保しろというようなことも出てくるかとも思いますので、今回委員から御指摘になったような形を是非留意して、制度を整えていただきたいと思います。また、データベースをつくるのに予算が必要であれば、是非予算要求もしていただきたいと思います。

その他、ほかにございますか。よろしいですか。

4 外国人の受入れ環境の整備に係る取組について

○田中座長 それでは、引き続き、3番目の議題、「外国人の受入れ環境の整備に係る取組について」ということで、資料3に基づいて、平嶋在留支援課長から御説明をいただきます。

○平嶋在留支援課長 それでは、資料3に基づいて御説明いたします。

最初に、1ページ目ですが、外国人受入環境整備交付金についてです。

地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口の整備、それから運営のための交付金になります。

一番下の枠になりますが、本年4月1日までに交付金の決定を受けた地方公共団体は、整備費で37団体、運営費で62団体、重複を除きますと、68団体ということになっております。

中身を見ますと、整備費の内容は、相談窓口の改修、相談時間の延長、相談員の増員、対応言語の拡充、それから翻訳機の購入というようなことになっております。

それから、相談環境の整備、例えば相談する人の周りに聞こえないようにというようなことで、パーティションの購入、個室の整備、ブースの整備というようなことについては、全体37件のうち28件で申請いただいております。

それから、運営費については、相談窓口の運営は、多くが公益財団法人地域国際化協会といたり、国際交流協会といたりしていますが、それらへの委託事業ということになっております。

一番下の枠に戻りますけれども、昨年度末の1次募集の際には、議会との調整で間に合わなかったというような自治体の声も多くいただいておりますので、現在、6月までの間で2次募集を行っております。

それから、対象になっているところ以外からも一部、対象にしてほしいという声もいただいておりますので、2次募集の状況を踏まえながら、また今後のことは検討していきたいと思っております。

次に、2ページ目です。

生活・就労ガイドブックについて、これは、外国の方が生活・就労のために必要な情報を政府横断的にまとめております。真ん中の枠にいろいろな項目が並んでおりますが、幅広い内容で、この4月から、まず日本語と英語版をポータルサイトに掲載して、今後、多言語化を進める予定にしております。

現場の声を聞きますと、こういう幅広いものをまとめてもらって、よかったという声を多くいただいておりますが、中身について、少しかたいところもあったりして、読みにくい部分もあるという声をいただいておりますので、NHKのやさしいニュースを担当されている聖心女子大学の岩田先生にも相談したりしまして、3ページのほうになりますけれども、情報を整理して、各国語に訳す前に、内容を整理したものをまず作って、それを基に翻訳を進めていきたいと思っております。

それから、あわせて、多言語だけでなく、やさしい日本語版というものも作成いたしまして、全ての言語をカバーするという事は難しいものですから、日常会話程度ができる外国人の方が読めるようにということで、この4ページや5ページのようなやさしい日本語版の作成を進めています。4ページの左側が現状版で、これを少し整理したものが、右側のような訳せる日本語版になります。

それから、4ページの訳せる日本語版の言葉をやさしくしたり、図をたくさん使ったりすると、5ページのやさしい日本語版になりますというイメージを載せております。これでこのままいくというわけではありませぬので、イメージでございます。

それから、6ページになりますが、受入環境調整担当官、全国の地方局に13人配置しております。この4月から活動を開始しておりますが、まず、地方公共団体を回っております。いろいろな状況を聞いたり、アンケート調査を実施したりということで、まず実態の把握をしておりますし、いろいろな地方からの要望を聞いたりもしております。

①の下のところにありますけれども、入管職員を定期的に窓口に派遣してほしいですか、新しい在留資格について研修をやってほしいという要望をたくさんいただいております。

こういう要望を受けまして、いろいろな派遣の体制や研修の日程の調整等行っておりますし、いろいろなQ&A、窓口のQ&Aを作ったり、いろいろな専門家の方の御意見を伺ったり、それから、その地域ごとに相談窓口の名刺版のようなものを作成したりと、いろいろな取組を今始めているところです。

全国的には、そういった各地の動きを毎月集約して、それをまた展開して行って、全体的な、先ほども地域によって、いろいろな温度差があるというお話もいただきましたが、全体的にレベルアップしていけるようにということで取り組んでいきたいと思っております。

それから、7ページですが、出入国管理行政懇談会ということで、2年前から各地方入管局で、出入国管理行政懇談会を開始しております。テーマについては、各局において自由に設定ということになっておりますが、今年度につきましては、外国人との共生ということをテーマに取り組んでもらっております。

一番下の枠に、メンバーについては、過去の局長通知で、例示になりますが、このような様々な方面から御意見をいただくようにということで行っておりますが、今後とも、いろいろな御意見をいただきながら、入管行政の運営に生かしていきたいと思っております。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、今御説明いただいた外国人の受入れ環境の整備に係る取組について、質問ないし御意見があれば、承ればと思います。

明石委員。

○明石委員 御説明どうもありがとうございます。

コメントになるかと思いますが、資料で申し上げますと、1ページの外国人受入環境整備交付金についてです。この中の特に相談窓口、あるいは、それを中心にした事業スキーム、事業イメージについてのものです。

この事業イメージを読むと、一元的相談窓口というのは、ワンストップで受付、適切な情報提供及び関係機関への取り次ぎを行うということで、以下の部分を見ても、それほどサービス実施機関そのものをイメージされているわけではないように、読めました。

それで、具体的には、地域の国際交流協会等々が窓口になり得ると伺いましたけれども、国際交流協会自体はルーチンで、日本語学習の機会を提供しているとか、そうしたサービスをある程度実施しているものと思われれます。ただ、地域によって提供できる内容やクオリティが異なりますし、なかには受動的な団体もあります。

この事業の目的は外国人受入環境の整備であって、この目的に対して、積極的・能動的にかかわっていただけるような、そういう団体や組織がどれぐらいあるのだろうかというところです。

ですので、せっかくこうした事業スキームをつくっていただいたのであれば、待つだけではなくて、その地域の外国人受入れ環境が改善する具体的な取組をきちんと評価できる体制ができないものかと思っております。今の感じですと、そこまで踏み込んだ事業スキームではないような印象を持ちました。

また、国際交流協会の仕事の中には、日本語学習機会を中心に、ボランティアに頼りすぎている部分があります。これについては、以前、基本計画のときに少し申し上げました。そのボランティア自体が高齢化している中で、このままでは現場が立ち行かなくなるだろうと考えています。その辺りも考慮していただければと思いました。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

今のは御意見ではありますけれども、何か当局のほうから、回答できるようなことはございますか。

○平嶋在留支援課長 4月に着任しましてから、各地の相談窓口を回っておりますけれども、非常に能動的に活動している窓口もありますし、おっしゃるように、ややちょっと受け身で待っているようなところもあるという感じです。私どもとしましては、一元的相談窓口が、いろいろな地域の支援体制のハブになるというか、ネットワークの核になるようなものに成長して行ってほしいと思っております。いろいろなそういうアクティブな活動をやっているところの事例をたくさん収集して、それを広めていくのが我々の役割だろうと考えております。それで、あちこちに花が咲いていけばいいなと思っております。

それから、日本語教育については、おっしゃるとおり、ボランティアに頼っており、少しでもお金を出してあげられればというようなお声も聞いております。

現在、文化庁において、日本語教育のために、国が2分の1補助するというのを今年度から始めているようで、今各地を回っていると聞いておりますので、そういったものも活用して、日本語教育がしっかり普及して行ってほしいと思っております。

○田中座長 どうもありがとうございます。

それでは、その他の御意見ございますか。

では、野口委員。

○野口委員 ありがとうございます。

資料3の2ページと3ページで御説明をいただいた生活・就労ガイドブックについて、これは私の専門と全くかわらないことですので、個人としての感想になってしまうのですが、これは大変よい試みだと思いますので、どんどんお進めいただきたいと思っております。ガイドブックにより期待される効果というところと、あと、これは外国人との多文化共生社会の実現に向けた環境整備の施策の一つなのだとということで、もう既に関係者の方では、考えておられるとは思いますが、3ページの7月に予定されているやさしい日本語版が作成されましたら、続く第2フェーズとして、是非、次はこれを作る段階で、子供と外国人の方を巻き込んでいくような仕組みを検討していた

だけたら、と考えます。

なぜ、子供と外国人の方をと申しましたかという、子供というのは次世代の日本を担う、つまり共生社会で育ち、今後の共生社会を生きる層であり、また、外国人の方々にはまさに当事者といえるからです。当事者が自分で、こういったガイドブックの作成に携わるといえるのは、意識を高めるという意味でも非常に、有用であり、作成する段階においても、そのプロセス自体が多文化共生の深化といえるのではないかと思います。そして、このような方々、つまり子供や外国人の方々を、作成のメンバーに入れていくためには、子供と、それから生活をなさる外国人の方、労働なさる外国人の方をつなぐ存在としての地方自治体を巻き込む必要があると考えます。この日本語版ができれば、それを素材にして、例えば作り替えてみるとか、地域版を作ってみるとか、いろいろなやり方があると思いますので、是非これをいろいろな方面で、ただ読むものとしてではなくて、動的に活用していただくとよいのではないかなと思いました。

以上です。

○田中座長 具体的な御提案をもらったので、是非御検討いただければと思います。

その他、村上委員。

○村上委員 ありがとうございます。

野口委員の御発言の続きになりますが、4ページの生活・就労ガイドブックの現在の記載と訳せる日本語版を拝見して、大変驚きました。また、反省もしなくてはいけないなと思っているのですが、日本語というのは、こんなに分かりづらい言葉だったのかということに改めて気づいたところでもあります。

外国人の方々に対して、訳せる日本語や、やさしい日本語の周知をしていくことも大事ですけれども、日本人に対しても、やさしい日本語とか、訳せる日本語版のようなものを、特に事業主の皆さん方にお知らせするという事は大事ではないかと思っております。

事業主に周知していただくと、一緒に働く従業員にも周知するという事になります。どのように分かってもらえばいいのか、説明すればいいのかということが、これらを拝見すると、よく分ると思いますので、是非そういったこともお願いしたいと思っております。

また、子供版について野口先生からお話ありましたが、それに加えて、働くための日本語についても、もう少し詳しいものを作っていただければと思っております。

また、日本語教育については、様々な課題がありますが、働くための日本語能力を高めるための教室なども、是非積極的に、前向きに行われるよう、いろいろな方策を考えていただければと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

続いて高橋委員。

○高橋委員 私も同じことを申し上げようと思っていました。

4ページ等を拝見していると、労働者目線で読んで分かるわけですが、一方で、雇う側といいますか、会社目線の話もあるわけですし、今までも、受入れ側のスタンスに問題点がある例が多々挙がっていますので、やさしい受入れガイドブックではないですけども、会社側がやるべきこと、やってはいけないこと、それから、出さなくてはいけ

ないデータぐらいまで含めて、ガイドブック版にして周知徹底していただけたらいいのではないかと考えます。

データの話は少し余計かもしれませんが、こういう末端のところでデジタル化されたデータを集められれば、そのままそれを、ワンストップ窓口を通じて全省庁使えるわけでした、データの取り方も、ついでに指導していただき、組み込んでいただけないかなと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

市川委員どうぞ。

○市川委員 私も受入環境整備交付金のところについて、お話しさせていただきます。先ほど、国際交流協会が多くの場合、受け皿になって、一元的相談窓口を受託していると聞いたのですが、こういった国際交流協会も、集住地域にある国際交流協会と、今まで外国人の方がほとんどいなかった地域の国際交流協会とで、やってきた事業や力量というものも、かなり格差があるのではないかと考えております。例えば、浜松の国際交流協会などは、集住地域ですので、今までもかなり実績があって、今回も、自分たちの国際交流協会の窓口の中に相談窓口も取り込んで、相談まで実際にやり切ってしまうというような、自力でやれるようなシステムができるパターンをつくっていらっしゃると思っていて、やはりそこまで力がないところは、外の相談機関とか窓口に出しをしていく。外の機関と一元的相談窓口がうまく連携をしてつないでいくということに重点を置いていくようなやり方もあり得ると思うので、そういった幾つかの実例に合わせたモデル的な成功例みたいなものを是非御紹介いただきたいと思っています。先ほど、モデル例みたいなものをどんどん出していきたいとおっしゃっていたことについて、全く私も賛成ですので、実例に合わせた幾つかのパターンみたいなものを是非出していただきたいと思っています。

日弁連でも、この点は非常に注目してしまっていて、今年7月にも、一元的相談窓口とどういった連携を図るかということで、全国的な連絡協議会を開いて、出入国在留管理庁の方にも来ていただいて、お話しいただく予定です。我々も相談窓口の中へ入ってやっていくのか、法テラス等との連携の中に我々も協力していくなど、そんな形で取組をしたいと思っていますので、国際交流協会のほかの機関とも、いろいろな連携の在り方というのを是非探っていただきたいと思っています。

それから、もう1点、これは予算的には法務省の予算ではないのかもしれないのですが、日本語学習の充実というものをしっかりとフォローしていくということを、是非、法務省としても、総合調整機関として、お願いしたいと思っています。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、ございますか。

ロバーツ先生、何かコメントございませんか。

○ロバーツ委員 そうですね、皆さんの御意見を聞いて、これから、いろいろな仕事をみんなでないといけないなと思いました。

この日本語学習の充実ですけれども、私も2か月ぐらい前に、愛知県でそういう場を見学いたしました。やはりボランティアの先生ばかりですので、教えるスタイルもばら

ばらで、また教わる外国人の日本語レベルも様々でしたので、非常に対応が難しそうに見えました。ボランティアの先生は大変熱心に教えているのですが、十分ではないと感じました。

ですので、ボランティアの先生方は一生懸命に日本語教えているのですが、日本政府はE S L（第二言語としての英語：English as a Second Language）教育のようにJ S L（第二言語としての日本語：Japanese as a Second Language）教育を制度化していないため、日本語を教えるシステムが十分にできておりません。

ですから、国は予算をつけて、J S L教育をしっかりサポートして制度的に日本語を教えるべきだと考えます。

ありがとうございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、安富座長代理。

○安富座長代理 大変苦勞されて、この生活・就労ガイドブックというのを作られたのはよく分かるのですけれども、一つ気になるのは、このガイドブックは、こちらから情報を提供するという視点で作られていると思います。外国人の方が何を求めているのか、どういうところを知りたいのかということについては濃淡があると思います。

情報提供する側と情報を受ける外国人の方に理解できるという仕組みがないと、本当に支援という形で情報がうまく伝わっていかないのではないかと思います。ですので、これからの課題だとは思いますが、できれば、外国人の方が来られたときに、どういう情報を求められているのか、それにいかに的確かつ迅速に情報提供できるのかということも考えていただいて、この制度をうまく動かしていただきたいと思いました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、ございますか。

私も、この生活・就労ガイドブック、今整備されていて、各国語版と、それから、分かりやすい日本語版をお作りいただくというのは大事なことで、是非、力を入れてやっていただければと思います。安富座長代理がおっしゃったことと関連しますが、どこのウェブサイトでも、FAQというのがあります。

この生活・就労ガイドブックは、どちらかというところ、システムティックに書いてあるわけですが、この目次に従って読もうという人は、実は余りいなくて、困っているから知りたいとすると、やはりFAQ、よくある質問というのを並べておいてもらって、そこからこっちにたどり着けるというようなことは、今や常道だと思うので、お考えになっているのだらうと思いますが、是非その辺も、特に分かりやすい日本語で、よくある質問というのを作っていただき、併せて多言語版を作っていただけると、よろしいかと思います。

その他、今のような議論に対して、何かありますか。

○平嶋在留支援課長 たくさんの方の有益な御意見をありがとうございました。

今御説明したようなことで、とりあえずは取り組んでおりますが、これとまとめるときには、なるべく広い方から御意見をいただきながら、まとめたいと思っておりますし、その後についても、いろいろな形で、中身についても、形式についても、御要望があるかと思っております。その都度改善していきながら、どんどんいいものにしていきたいと思っ

ております。

それから、法テラスとの協力についてもお話ありました。先ほども申し上げましたように、ワンストップセンターがいろいろな機関と連携しながら、総合的に支援を提供することが大事だと思っていますので、法テラスともよく連携しながらやっていきたいと思っております。

それから、日本語教育についても、先ほど文化庁のお話をしましたけれども、いろいろな、そういう日本語を学びたいという相談もありますので、それにしっかりついていくことも我々の役割だと思っていますし、文化庁と連携して、国としての何か良い支援ができないかというようなことも検討していきたいと思っております。

外国人支援は、今、緒に就いたところですが、これからいろいろな御意見をいただきながら、どんどんいいものにしていきたいと思っておりますので、引き続き御意見よろしくお願ひいたします。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、何かございますか。

それでは、佐々木長官、何か御感想ございますか。

○佐々木長官 議題の1から3にわたりますて、様々な御示唆をいただいたところでございまして、大変にありがとうございます。

冒頭申し上げましたように、昨年来といたしますか、一昨年の終わりのほうから、入管全体が大きく動き出しておりますて、それこそ2年前には全く想定していなかったようなことが実際に起きてきたわけでございます。

特に、テーマの一つ目について申し上げますと、御示唆をいただきましたように、これから2年ぐらひは、本当であれば、じっくりといろいろなことを考えさせていただき、2年後に結論が出るものも出ないものもあると思ひます。そういう状況でございましてけれども、御示唆をいただきましたように、何が起るか分からないテーマだという前提で、きっちりと、ある程度臨機応変に対応していかなければいけない場面もあるかと思ひます。

私たちの気持ちとしては、中長期にわたる将来展望みたいなものを御示唆いただきながら、じっくり考えていきたいところではございますけれども、世の中の動き、特に今回、新しく在留資格を創ったことによりまして、社会にどのような影響が起るのかということも、楽しみにもしておりますし、一方できっちりと見ていかなければいけないと思ひてございます。そのようなことを各方面に目を光らせながら、そして、一つ一つ着実にというところは大事なところでございまして、御指導いただきながら進めていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

ということでありますが、もう少し時間ありますので、先生方、何か御発言とかありますか。

それでは、村上委員。

○村上委員 先ほどのFAQの話にまた戻ってしまいますが、FAQは、外国人の方々にとってのFAQもあるのでしょうかけれども、相談を受ける人たちにもFAQが必要なのではないかと思ひて伺ってございました。

資料3の1ページに、一元的相談窓口がありますけれども、そこで相談を受けられる方々は、分野が広いものですから、在留の手続から始まって、福祉の話とか離婚の話とか結婚とか、いろいろなことを相談されたときに、すぐに対応するためには、何か手軽に利用できるものがあると、大変便利だと思っております。つきましては、既にあるのかもしれませんが、ないのであれば、つくっていただきたいと思ひますし、広くみんなで使えるようなものにしていただけると、ありがたいと思ひました。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございます。

その他、更にございますか。

では、明石委員。

○明石委員 この生活・就労ガイドブックは、非常によくまとめられておりますが、安富先生もおっしゃったとおり、一覽としてはとてもいいのですけれども、やはり個別の悩みということになると、当事者のニーズをもっと汲み取れるかと思ひますし、民間でも、こうした外国人向けのガイドブックや指南書のようなものは既に多く出ています。このガイドブックが各方面からいろいろなフィードバックを得て、今後、日本で一番普及、参照される類いのもになってくれることを願っております。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございます。

その他ございますか。よろしいですか。

5 今後の予定等について

○田中座長 それでは、終わりの時間が近くなってきましたので、次回以降の日程について、事務局から御説明願ひします。

○事務局 事務局から連絡申し上げます。

次回の開催予定について御説明申し上げます。

次回、第16回会合につきましては、9月19日木曜日を予定しております。議題につきましては、確定次第、改めて皆様に御連絡を差し上げたいと思ひます。

事務局からは以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

6 閉会

○田中座長 それでは、これもちまして、第7次出入国管理政策懇談会第15回会合を終了いたします。

どうもありがとうございます。

—了—